返戻金制度

公開用

株式会社 LAHU では、当社の紹介により就業を開始した求職者が入社後 1 年未満で自己都合退職した場合、在籍期間に応じて返戻を行う制度を設けています。

1．返戻対象

当社の紹介により就業を開始した求職者が、入社日から 1 年未満に本人の自己都合で退職した場合を対象とします。

2．返戻額の算定

返戻基準額を 360,000 円とし、12 か月で按分して在籍期間に応じた金額を返戻します。

返戻額 ＝ 360,000 円 ×（12 か月 − 経過月数）÷ 12 か月

※経過月数は、入社日から退職日までに満了した月数（0〜11 か月）として算定します。

在籍期間の例	返戻額の例
入社直後	360,000 円
3 か月	270,000 円
6 か月	180,000 円
9 か月	90,000 円
12 か月以上	返戻なし

3．返戻方法

返戻金を求人者へ返金する方法、または求人者との協議により、次回の人材紹介に係る紹介手数料から同額を控除する方法により対応します。

4．返戻対象外

求人者側の事情による解雇・雇止め、求人時または採用時に明示した労働条件と実際の労働条件の重大な相違、求人者の法令違反・ハラスメントその他求人者の責めに帰すべき事由による離職は、本制度の返戻対象となりません。

5．手続

返戻を希望する場合は、離職日および離職理由が確認できる資料を添えて当社へご連絡ください。返戻の適否に疑義がある場合は、離職理由および客観的資料をもとに協議します。

株式会社 LAHU　有料職業紹介事業許可番号：27-ユ-305427